

## 動物の死体の火葬・埋葬に関する現状

### 1 「動物」に係る規定

#### (1) 動物愛護管理法

「動物の愛護及び管理に関する法律」第2条において「動物が命あるものであることにかんがみ」、適正に取り扱うこととしている。

一方、同法第36条第2項に「都道府県等は、・・・通報があったときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。」とあり、「動物の死体」を規定する条文が存在する。

※ 法第36条の「動物の死体」の規定の趣旨は、動物の死体が公共の場所に放置されることによってその場所を利用する国民の動物愛護に係る感情等が害されることを抑止することと考えられる。

#### (2) 廃棄物処理法

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第2条第1項において、「動物の死体」は「廃棄物」とされているが、通知により「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、同法第2条第1項の廃棄物には該当しない。」としている。

※ 廃棄物処理法第2条第1項

この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻・・・、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの・・・をいう。

※ 旧厚生省通知（「昭和52年8月3日付け厚生省環計第78号」）抜粋

「動物霊園事業において取り扱われる動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項の廃棄物には該当しない。」（宝塚市長からの「廃棄物の定義等について（照会）」の照会文書に対する回答通知）

なお、廃棄物処理法に基づく「廃棄物」に該当する場合、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者には、都道府県知事等の許可が必要（同法第8条）等の規制がかかる。

### 2 「人」に係る規定

#### (1) 葬祭

葬儀・葬祭の執行に当たり国又は自治体の法律上の許認可は不要。

※ 霊柩車等を使用して遺体の搬送を行う行為は貨物自動車運送事業法の規定に基づく貨物事業者運送事業の許可が必要。

#### (2) 火葬・埋葬・墓地等

○ 火葬場、墓地及び納骨堂を営もうとする者は、「墓地、埋葬等に関する法律」第10条の規定に基づき、都道府県知事等の許可が必要。

- 火葬，埋葬及び改葬（収蔵した焼骨を他の納骨堂に移す等）を行おうとする者は，同法第5条の規定に基づき市町村長の許可が必要。

### 3 ペットの死体の処理等について

#### (1) ペットの死体の処理（現状）

ペットの死体の処理については，主に次の方法が行われている。

- ① 飼い主が自ら処理（自己所有地への埋葬等）
- ② 飼い主が，地方公共団体（清掃局等）へ処理依頼（焼却）
- ③ 飼い主が，民間事業者又は寺院等へ処理依頼（火葬，返骨，埋葬等）

#### (2) 埼玉県での事件

2010年の埼玉県飯能市における動物死体の不法投棄事件は，上記③のケースであるが，事業者は，飼い主から預かったペットの死体を火葬及び返骨等の処理を適正に行わずに不法投棄した問題がある。

### 4 その他関係する法令

#### (1) 動物の死体焼却に伴って生じうる公害を防止する観点での関係法令

##### ○ 悪臭防止法

「悪臭防止法」（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき，都道府県知事等が悪臭を防止する必要があると認める地域を指定することができ，規制地域内ではすべての工場その他の事業場が規制の対象となる。

##### ○ 大気汚染防止法

「大気汚染防止法」（昭和43年法律第97号）においては，一定規模以上の動物の死体を焼却する施設（法第2条第2項の「ばい煙発生施設」）については，法第6条に基づく都道府県知事等への届出や，排気口から排出されるばい煙，有害物質等の排出基準の遵守などの規制が課せられている。

#### <参考>

環境省 中央環境審議会動物愛護部会  
動物愛護管理のあり方検討小委員会資料